

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 八頭町

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
任期の定めのない常勤職員	91.4	%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	97.3	%
全職員	72.3	%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
本庁部局長・次長相当職	-	%
本庁課長相当職	97.8	%
本庁課長補佐相当職	99.4	%
本庁係長相当職	94.9	%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
36年以上	96.1	%
31～35年	95.7	%
26～30年	92.4	%
21～25年	95.3	%
16～20年	95.9	%
11～15年	93.4	%
6～10年	99.8	%
1～5年	80.4	%

【説明欄】

- ・ 「任期の定めのない常勤以外の職員」の男女比は、2：8、また、「任期の定めのない常勤以外の女性職員」は、全体の40%を占めているため、全職員で比較した場合、男女で差異が生じている。
- ・ 勤続年数1～5年には、県との相互派遣職員（課長級）が含まれるため、男性の給与が高くなっている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。